（前のページより続き）

○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一六二二）

○ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（**同**一六三四）

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示（**経済産業**一四六）

○情報処理の促進に関する法律施行規則第三十八条第六号に規定する経済産業大臣の認定等について定める告示を改正する告示（**同**一四七）

○平成十六年防衛庁告示第七十一号を廃止する件（**防衛**一九五）

○平成十五年防衛庁告示第百十七号の一部を改正する件（**同**一九六）

○平成十九年防衛省告示第七十号の一部を改正する件（**同**一九七）

〔**官庁報告**〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十五年人事院公示第一六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示八）

人事院規則八―一八（採用試験）第二十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第一七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示九）

本号で公布された法令のあらまし

◇令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（法律第七四号）（内閣府本府）

1　差押えの禁止等

(一)　令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとすることとした。（第一項関係）

(二)　令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとすることとした。（第二項関係）

2　この法律において「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者等（被災者又はその遺族をいう。以下同じ。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとすることとした。（第三項関係）

(一)　令和元年八月二六日から同月二九日までの間の豪雨による災害

(二)　令和元年台風第一五号、令和元年台風第一九号又は令和元年一〇月二四日から同月二六日までの間の豪雨による災害

3　施行期日等

(一)　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和元年特定災害関連義援金についても適用するものとすることとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　差押えの禁止等の対象となる義援金（災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。以下この項において同じ。）の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三項関係）

(三)　この法律は、公布の日から施行するものとすることとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八二号）（内閣官房）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第一六号）の施行期日は、令和元年一二月一六日とすることとした。

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八三号）（内閣官房）

一　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正

1　国の行政機関等に該当する特殊法人等を定めるものとした。（第二条関係）

2　電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続等を定めるものとした。（第四条関係）

3　添付書面等の省略に係る書面等及び措置を定めるものとした。（第五条関係）

二　その他

1　関係政令の所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものとした。

2　この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一二月一六日）から施行するものとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八四号）（財務省）

1　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に締約国原産品申告書等に関する所要の規定を整備することとした。（関税法施行令第六一条関係）

2　日米協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正の対象となる物品を指定し、その修正の適用に関する所要の規定等（輸入数量の算出方法等）を整備することとした。（関税暫定措置法施行令第一〇条の二、第一〇条の四、第一四条、第一六条、第一八条、第一九条～第一九条の四、第一九条の六～第一九条の一一及び別表第一関係）

3　日米協定に基づき関税割当制度の対象となる物品を指定することとした。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第一関係）

4　この政令は、日米協定の効力発生の日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（農林水産省）

1　輸入に係る指定乳製品等の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への売渡しを要しない場合として、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「協定」という。）の規定により関税の譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を追加することとした。（第一〇条第三号関係）

2　輸入申告がこの政令の施行の日時点で既になされている指定乳製品等については、引き続き機構への売渡しを要するものとすることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、協定の効力発生の日から施行するものとすることとした。

◇貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八六号）（国土交通省）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第九六号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和元年一二月一四日とすることとした。